

この委託仕様書（案）は、公募型プロポーザルに際して発注者が想定している内容を示したものです。契約の際に添付する委託仕様書は、提案を踏まえ、記載内容を見直しします。

座間市公共施設予約システム導入委託仕様書（案）

1 業務委託名

座間市公共施設予約システム導入委託

2 委託業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 環境構築及び運用テスト
- (2) マニュアルの作成
- (3) 職員に対しての操作研修
- (4) 運用、保守の実施
- (5) 決済サービスとの連携構築
- (6) キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務
- (7) クラウド方式による公共施設予約サービスの提供
- (8) その他、本業務に必要なもの

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（令和7年度中での運用開始）

4 導入場所

座間市指定場所

5 対象施設・室場数

- (1) 福祉・青少年育成複合施設 1施設 11室場
- (2) 運動施設 25施設 63室場
- (3) 生涯学習・文化施設 4施設 31室場
- (4) 老人憩いの家 7施設 14室場

5 機能概要

別紙1 機能要件一覧のとおり

本業務は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）」の活用を想定しているため、デジタル庁が提供する「デジタル地方創生モデル仕様書（公共施設等予約システム）」に準拠し、本市が必須とする機能は全て網羅するものとする。

6 指定納付受託の方法等

使用料を納付する者は、地方自治法（地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条による改正後の地方自治法をいう。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となること。

なお、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(1) 利用可能な決済サービス・ブランド等

以下の決済サービス及び各ブランドは必須とし、その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。

ア クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、American Express

(2) 指定納付受託の方法等

ア 決済サービス等の利用により決済した収入は、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、発注者が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。

イ 月ごとの決済サービス等の利用による立替金の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定日の5営業日前までに発注者に送付、または、入金予定日の5営業日前までに Web 上で発注者が確認できるようにすること。

明細は施設ごとの内訳が確認できるようにすること。

ウ 上記で納付された決済サービス等の利用による決済額に決済手数料率を乗じた額（税込）及び月額使用料については、納付確認後、受注者の請求により支払うものとし、1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

エ 立替金を振り込む際の振込手数料は、受注者が負担すること。

(3) その他

決済ブランドの追加等の将来的な機能追加については都度提案すること。

7 セットアップ・保守・研修の実施

(1) システムのセットアップのサポート

ア セットアップのサポートを行うこと。

イ 導入時のシステム設定内容等については、発注者と調整の上、決定すること。

(2) 保守対応

ア システム全体の保守管理を行うこと。

イ 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

ウ 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、業務への影響が最小限になるよう対応すること。

(3) 操作研修

システム操作に関する研修を行うこと、具体的な研修の実施方法等は、発注者と調整の上、決定すること。

(4) 操作マニュアル

管理者及び利用者向けのシステムの使用、操作マニュアルを納品すること、操作マニユア

ルには、決済取消時の対応や誤操作時の対処方法等についてもわかりやすく記載すること。

8 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。
- (2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。
- (3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。
- (4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (5) この業務に関する契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正等により消費税額等に変動が生じた場合の対応は、座間市契約約款に基づく。
- (6) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (7) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。
- (8) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上、決定する。